

議案第 1 3 号

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（利用時間）

第3条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条の3 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第5条第1項中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第14条中「建物、附属設備又は物品」を「センターの施設、設備、備品等」に改める。

第16条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「及び設備等」を「、設備、備品等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）センターの利用の許可等に関する業務

第17条第4号中「施設、附属設備及び物品」を「センターの施設、設備、備品等」に改める。

第18条中「第5条から第7条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中」を「第3条の2ただし書中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」と、第3条の3ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて」と、第5条から第7条まで及び第12条中」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。